二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業）

フェーズフリーの省CO_2独立型施設支援事業

公募要領
＜令和８年度１次公募＞

令和８年6月
公益財団法人　北海道環境財団

公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業）の交付決定を受け、「フェーズフリーの省CO_2独立型施設支援事業（以下、「本補助事業」）」に対する補助金を交付する事業を実施します。

本補助事業の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領、Q&A等を熟読いただきますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業）交付規程（令和８年4月16日付け静環資発第080008号、北環財第1012号）（以下「交付規程」という。）に従って補助事業の手続等を行ってください。

補助金の応募申請をされる皆様へ

補助金は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、応募申請をされる方は、以下の点につきまして十分にご認識された上で申請いただきますようお願いします。本公募要領や交付規程等で定められる義務が果たされないときは、財団より改善のための指導を行うほか、事態の重大なものについては交付決定の取消しを行う場合があります。

1　応募の申請者が財団に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

2　財団から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。

3　補助事業開始（補助対象設備に関する契約等）は、交付決定日以降となります。財団から補助金の交付決定を通知する前において契約等を行った経費については、原則、補助金の交付対象とはなりません。

4　補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。

5　補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について財団の承認を受けなければなりません。

6　本補助事業の実施は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。具体的には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業)交付要綱」(令和６年２月１日環地温発第 2402013 号。以下「交付要綱」という。）、「建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業実施要領」（令和 6 年2月1日環地温発第 2402013 号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、一般社団法人静岡県環境資源協会及び、公益財団法人北海道環境財団が定める交付規程に従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消し（交付規程第 14 条）の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募いただきますようお願い致します。

7　補助金に係る不正行為に対しては、適正化法の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

8　補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

9　補助事業に係る資料等は、事業の完了の日の属する年度の終了後５年、又は補助事業によって取得した財産の法定耐用年数が経過するまでの間のいずれか長い期間、保存していただく必要があります。

●昨年度からの主な変更点

- 令和６年度補正の2次公募から補助対象となる事業の要件に「災害対応車両登録制度」が追加されました。
- 太陽光システム、蓄電池、太陽光または蓄電池を制御するＥＭＳを導入する場合は、「JC-STAR」取得が要件化されました。

目　　　　次

１．補助金の目的 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．１

２．補助事業の内容 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．２

３．補助事業の採択 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．14

４．応募申請にあたっての留意事項 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．15

５．応募書類提出後のスケジュールについて ．．．．．．．．．．．．．．．．．16

６．補助事業における留意事項 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．18

７．応募の方法 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．22

８．問い合わせ先 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．26

別表第１．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．27

別表第２．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．29

〈別紙１〉暴力団排除に関する誓約事項

〈別紙２〉非常時対応についての誓約書

〈別紙３〉個人情報のお取り扱いについて

１．補助金の目的

＜目的＞

本補助事業は、災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設の導入を促進し、平常時においては、業務その他部門の脱炭素化に寄与すること、非常時においては、地域のレジリエンス性能の向上と熱中症対策に寄与することを目的とします。

＜事業名＞

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
フェーズフリーの省CO_2独立型施設支援事業
【略称：省CO_2独立型施設支援事業】

＜留意事項＞

○　本補助事業の実施により、エネルギー起源の CO_2 排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請時においては、CO_2 削減量について算出過程を含む根拠を提出していただきます。

○　本補助事業は、単年度事業であることから、事業実施の緊急性が高く令和９年２月１９日までに事業完了が可能であるものを対象とします。

2. 補助事業の内容

（1）基本的要件

ア　事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

イ　申請内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。

ウ　本補助事業について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第２条第４項第１号に規定する給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。なお、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度による売電を行わないものであること。

エ　投資を目的とした事業ではないこと。

（2）補助対象となる事業の要件

① 本補助事業にて対象となる施設は、エネルギー自給化が可能となる再生可能エネルギー発電設備等が導入されており、平常時は、宿泊施設、シェアオフィス、一時保育施設等として利用し、災害時等の非常時には、避難所、仮設宿泊施設、医療拠点等としての利用が可能となる独立型施設（以下「自立型可動式ハウス」という。）とします。

② 自立型可動式ハウスが以下 a．b．c.のいずれかの要件を満たすことで、災害などの非常時の活用の見込みが示されていることが必要です。

a. 補助事業完了までに内閣府の災害対応車両登録制度（※1）に登録していること。

b.非常時に応急施設・避難所等として活用する旨が自治体の地域防災計画若しくは自治体との協定・覚書等により位置付けられていること。

c.気候変動適応法の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）による改正後の気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第２１条第１項の規定に基づき、熱中症特別警戒情報が発表された際に避暑のために一般開放される施設（指定暑熱避難施設）として市町村長から指定を受けること。

地域防災計画への位置づけまたは自治体との協定・覚書の締結は原則として、平常時に設置する自治体と行うものとしますが、それ以外の自治体でも可とする場合もあります。

③ 「自立型可動式ハウス」は、シャーシ（車台）と組み合わせることで「車両として設置」する場合、又は「建築物として設置」する場合のいずれの場合も対象としますが、設置および移動時は建築基準法や道路運送車両法など関係する法令の遵守が必要です。

④ 応募にあたっては、「自立型可動式ハウス」の適法性や、災害対応車両登録証または平常時に設置する自治体関係機関との事業実施についての協議結果等が確認できる資料を提出していただきます。

⑤ 設備のサイバーセキュリティ対応について、太陽光システム、蓄電池、太陽光または蓄電池を制御するＥＭＳを導入する場合は「JC-STAR」取得を要件とします。（詳細は、10ページ表１ 補助対象設備要件一覧を参照）

※1 災害対応車両登録制度・・・令和７年６月１日より運用開始となった、トレーラーハウス等災害時に被災者や被災支援者に対して生活環境の確保に供することができる災害対応車両を事前に登録する制度。詳細は災害対応車両検索システム（D-TRACE）https://pr.d-trace.go.jp を参照。

「自立型可動式ハウス」要件の詳細

自立型可動式ハウスの本体は補助対象外となりますが、以下の要件についてはハウスごとに満たす必要があります。

サイズ（外のり寸法）	
《共通※》 ※車両と建築物に共通する事項	次のいずれかのサイズとすること。 ① 移動時のハウス自体のサイズが JIS Z 1614※1 国際貨物コンテナ外のり寸法及び最大総質量を満たすものとすること。（規定内の 1AAA、1AA、1CC を要件とする。） ② ①のサイズを基準に室外機等のハウス外部に設置する設備の寸法と安全性を考慮した必要最小限のスペース分を含めて①のサイズでも可とする。 ※ 上記①、②を原則とするが、平常時・非常時の用途や設置場所等から考慮して寸法に妥当性があると環境省および財団が判断するものは認める場合がある。 ただしその場合も、ハウスの床面積（外のり寸法の長さ（L）×幅（W））は 10 ㎡程度以上、躯体の形状は原則、直方体とするが、屋根の勾配（傾斜）は可とする。 【提出書類：p.23 書類番号 08-a.b.c.参照】
すみ金具・フォークポケット（移動時の安全性）	
《車両》	① **車両**として設置の場合 ハウス移動時の積み下ろしの際には、以下ア.イ.のいずれかの仕様を満たすこと。また、車両は移動を伴うため以下ウ.の下部すみ金具を設置すること。 ア. 上部すみ金具 JIS Z 1616※2 によるすみ金具をコンテナの上部すみに付けることで、クレーン等で吊り上げる方法。ただし、申請者が建築士法で定める建築士と共に、コンテナの平常時及び非常時の重量等を考慮して、すみ金具が十分な強度・安全性を有していることを書面で示す場合、JIS Z1616 以外の独自仕様の上部すみ金具を用いることを認める場合がある。 イ. フォークポケット JIS Z 1618※3 の５構造 h）に規定する位置を基本に、ハウスのサイズ・形状に応じた適切な位置にフォークポケットを付けることで、フォークリフト等で持ち上げる方法。 ウ. 下部すみ金具（必須） シャーシ（車台）との接続のために JIS Z 1616 によるすみ金具を下部に付けること。 【提出書類：p.23 書類番号 08-d.e.参照】
《建築物》	② 建築物として設置の場合 ハウス移動時の積み下ろしの際、以下ア.イ.のいずれかの仕様を満たすこと。 ア. 上部すみ金具 JIS Z 1616※2 によるすみ金具をコンテナの上部すみに付けることで、クレーン等で吊り上げる方法。ただし、申請者が建築士法で定める建築士と共に、コンテナの平常時及び非常時の重量等を考慮して、すみ金具が十分な強度・安全性を有していることを書面で示す場合、JIS Z1616 以外の独自仕様の上部すみ金具を用いることを認める場合がある。 イ. フォークポケット JIS Z 1618※3 の５構造 h）に規定する位置を基本に、ハウスのサイズ・形状に応じた適切な位置にフォークポケットを付けることで、フォークリフト等で持ち上げる方法。 【提出書類：p.23 書類番号 08-d.e.参照】

荷重伝達面	
《共通》	・移動時・輸送時の安全性に十分留意の上、JIS Z 1618※3の５構造 j）に規定する位置を基本に荷重伝達面を、ハウスのサイズに応じた適切な位置に設置すること。 【提出書類：p.23 書類番号 08-f.参照】
適法性等	
《車両》	・道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるものとなっていること。 ・移動時はシャーシ（車台）ごと牽引するか、コンテナとシャーシを切り離しコンテナ部分のみを貨物として運搬すること。 ・コンテナが随時かつ任意に移動できるように常にシャーシ（車台）のうえに設置すること。 ※「随時」とは概ね半日以内に移動可能、「任意」とは特殊な治具・工具は不要で移動が可能なこととする。 ・車両型のハウスを連結して使用することは不可。 **＜随時かつ任意に移動できない例＞** ①車輪が取り外されているもの、又は車輪は取り付けてあるがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。 ②上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部について用具を使用しなければ取り外しができない場合等）。 ③設置場所から公道へ至る道路が確保されていないもの。 ④適法に公道を移動できないもの。 【提出書類：p.24 書類番号 14.参照】
《建築物》	・建築基準法に規定する建築物となる場合は、建築確認申請を行い、本事業の完了実績報告時には「確認済証」（写）「検査済証」（写）を提出すること。 ただし、法令により建築確認申請が不要とされる場合は、その旨を【様式１】別紙１実施計画書＜設置及び許認可関係について＞に記載すること。 ・建物の場合は 1 階建とし、水平方向（横連結）のみ連結可。（垂直方向の縦連結は不可） ・移動するときは、貨物として取扱い、道路運送車両法など法令を遵守できるものであること。 【提出書類：p.24 書類番号 14.参照】
災害対応車両登録制度への登録または地域防災計画への位置づけ、指定暑熱避難施設の指定等について　〈確認先〉：内閣府、平常時に設置する自治体等	
《共通》	以下の①、②、③のいずれかを満たすこと ① 内閣府の災害対応車両登録制度への登録 ・応募申請書に登録見込時期を書し、災害対応車両登録完了後、速やかに登録証※を提出すること。 ※　災害対応車両調整法人の場合は、登録通知書を提出すること。災害対応車両調整法人の下で活動をしている方は、当該法人の登録通知書と当該法人との関係がわかる書面等（例えば業務契約書など）を提出すること。

	②　自治体の地域防災計画または防災協定等 ・導入する当該施設の非常時の活用について、地域防災計画または自治体との協定等により位置付けることが可能な事業であるか、平常時に設置する自治体に確認を行い、申請時に協定等（案）または、協定等の締結見込時期について協議内容が分かる書類（議事録等）で示せること。その後、原則的に補助事業完了時までに協定等を締結すること。 ・平常時に設置する自治体と協定を結ぶことを原則とするが、それが難しい場合は、その他の自治体との協定で可とする場合もある。 ・事業実施場所の自治体と自治会が災害時に連携する仕組みがある場合などは、地域の自治会との連携でも可とする場合がある。 ③　指定暑熱避難施設の指定 導入する当該施設について、気候変動適応法の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）による改正後の気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第２１条第１項の規定に基づき、熱中症特別警戒情報が発表された際に避暑のために一般開放される施設（指定暑熱避難施設）として、市町村長から指定を受けることが可能な事業であるか、設置する自治体に確認を行い、申請時に協定等（案）または、指定等の見込時期について協議内容が分かる書類（議事録等）で示せること。その後、原則的に補助事業完了時までに当該指定を受けること。 【提出書類：p.24 書類番号 14.参照】
設置及び許認可関係について　　※確認先；平常時に設置する自治体及び関係機関等	
《共通》	①　設置について 平常時の事業実施について、平常時に当該施設を設置する自治体および関係機関と、設置場所（土地利用に関する規制等）や設置方法（建築確認申請の必要性等を含む）、事業内容について協議を行い、違法性や事業実施について問題がないことを申請時に書面等で示せること。その後、原則的に補助事業完了時までに必要な認可等を取得すること。 ②　その他許認可関係について 平常時の事業実施に必要となる許認可（旅館業営業許可、車検等）について自治体及び関係機関に確認を行い、申請時に取得見込み時期を示せること。その後、原則的に補助事業完了時までに必要な認可等を取得すること。 【提出書類：p.25 書類番号 15.参照】
その他	
《共通》	・本公募要領 表１（ｐ.10～13）に示す要件を満たす設備を導入していること。 ・設置場所から公道へ至る道路が確保されていること。 ・設置に当たってライフラインと接続する場合は、移動が必要となった際、すみやかに着脱可能であること。 【提出書類：p.22 書類番号 07～12.参照】
耐用年数について	
《共通》	・本事業では「７年」とする。

JIS Z 1614※1　IJS 規格「国際貨物コンテナ-外のり寸法及び最大総質量」
本事業では 1AAA、1AA、1CC を補助対象とします。
1AAA　12,192（L）×2,438（W）×2,896（H）
1AA　12,192（L）×2,438（W）×2,591（H）
1CC　6,058（L）×2,438（W）×2,591（H）
1C　6,058（L）×2,438（W）×2,438（H）

JIS Z 1614※1　（最大総質量）
40 フィート　30.48 t
20 フィート　30.48 t
JIS Z 1616※2　JIS 規格
「国際貨物コンテナ-すみ金具」
JIS Z 1618※3　JIS 規格「国際一般貨物コンテナ」

（3）施設の用途

平常時の使用用途については、非常時に応急施設や避難所として即座に利用が可能となるよう、そのままで使用が可能、もしくは内装の変更が容易なものに限ります。

複数のハウスを連結して使用する場合は、その旨を実施計画書等に明記してください。

下記は用途の一例ですが、これらに限定するものではありません。

＜平常時＞		＜非常時＞
・宿泊施設 ・集会施設 ・研修施設 ・コミュニティ施設 ・シェアオフィス ・移動店舗 ・移動図書館　等	⇔	・応急仮設住宅 ・避難所 ・仮設学生寮 ・簡易医療施設 ・医療従事者の休憩所 ・ボランティア活動拠点 ・クーリングシェルター　等

※ただし、平常時に住居に使用するなど、非常時に即座な対応が難しいと想定される用途は対象外。

（4）導入設備

1 ハウスにつき、下記（ア）～（キ）のすべての設備を導入すること。（ただし、ハウスを連結して使用する場合は、平常時の運用・用途を考慮し、合理性が認められれば、導入数量を減らすことも可とします。また、1ハウスに必須設備を複数設置する場合で、設置の合理的な理由が認められなければ、補助対象とならない場合があります。）

また、下記（ク）断熱窓等は要件を満たした製品を導入する場合に補助対象とする。

なお、導入する設備は新品とし、表 1（p.10～13）に示す設備要件を満たすものとします。これらの対象設備については、ハウスの面（屋上面、天井面、内壁面、外壁面、床面、底面）に設置されていなければなりません。

(ア) 断熱材（外皮性能条件あり）
(イ) 太陽光発電設備
(ウ) 省エネ型換気設備（第一種、第二種または第三種）※1
(エ) 蓄電システム
(オ) 空調設備
(カ) エネルギー計測装置
(キ) LED 照明※2
(ク) 断熱窓等

→ 詳細は p.10～p.13（表 1）による。

※1　熱交換型、ブラシレス DC モーター型、インバータ制御内蔵型のいずれかを導入すること。
ただし、第一種換気設備以外は補助対象外とする。

省エネ型換気設備（第一種、第二種、第三種）	熱交換型	全熱交換型	○	第一種換気設備のみ補助対象
		顕熱交換型	○	
	非熱交換型	ブラシレス DC モーター型	○	
		インバータ制御内蔵型	○	
		その他の非熱交換型	×	本事業での省エネ型換気設備に該当せず

○：設置することで、申請していただけます。
×：申請できません。

※2　LED 照明は補助対象外とする。

（5）補助対象経費

事業を行うために必要な経費であって本公募要領 別表第 1（p.27～28）に掲げる経費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費となります。

〈補助対象経費及び補助対象外経費の概要〉

区　分	補助対象	補助対象外
断熱材	○	
太陽光発電設備	○	
蓄電池設備	○	
空調設備	○	
換気設備（補助対象は第一種換気設備のみ）	○	
計測機器	○	
コンテナハウスハウスの付属物（断熱窓等）	○	
上記の設備等に係る工事費等（設計費、直接工事費、間接工事費）	○	
コンテナハウス本体		○
シャーシ（車台）		○
コンテナハウスの付属物（断熱要件未達の窓等）		○
LED 照明設備		○

＜補助対象外経費の例＞

- コンテナ本体
- 内・外壁、床、屋根など構造耐力上主要な部分
- シャーシ（車台）
- シャーシ（車台）に係る車検経費
- 基礎工事
- 照明設備（LED も補助対象外）
- 階段、デッキ、外構工事、キッチンシンク、バスルーム、トイレ
- シャッター、雨戸等
- コンセント工事（材料費及び労務費）
  補助対象設備の稼働のみに供用する専用コンセント（200Vコンセント等）は補助対象。（ただし補助対象内外の区分が不明確な場合は補助対象外）
- 土地の取得及び貸借料
- 水道や電気等の引込工事に係る経費・既存設備の撤去・移設・廃棄費
- 予備品
- 官公庁等への各種申請、届出等に係る経費（建築確認申請等）
- 本補助事業への応募申請、交付申請、完了実績報告、及び精算払請求の手続きに係る経費
- 本補助事業により導入した設備であることを明示するプレートの製作・貼付け等の経費

（6） 補助金の交付額

① 補助率

補助対象経費の１／３

※1,000 円未満の端数は切り捨てとします。

② 交付額の上限

ハウスのサイズ、規格により上限額が異なります。

ハウスのサイズ	規　格	上限額
JIS Z 1614	1AAA、1AA	350 万円／ハウス
	1CC	250 万円／ハウス
その他のサイズ	床面積※が 1AA、1AAA（29.63 ㎡）以上	350 万円／ハウス
	上記以外（10 ㎡程度以上）	250 万円／ハウス

※外のり寸法の長さ（L）× 幅（W）とする。

ただし、以下⑤により算定した上限額が上記の上限に満たない場合は、⑤の上限額とする。

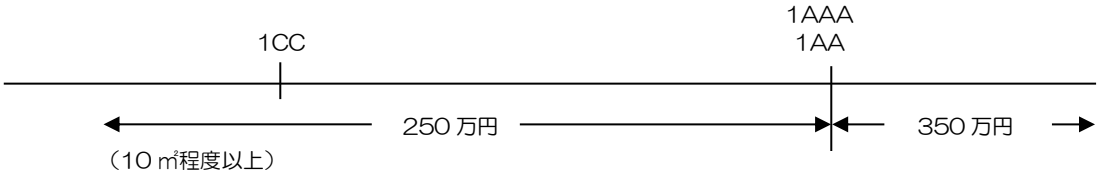

③ 連結した場合の交付額の上限（建築物）

連結するハウスの組み合せにより、上記② の金額を積算します。

（例；1AA×3 連結＝350 万円×3＝1,050 万円）

ただし、導入する設備がハウスの運用・用途を考慮し合理性が認められない場合は、減額になる場合があります。

※減額する金額は申請内容ごとの判断となります。採択後、交付申請書類を精査した結果、上限額が減額になることがありますので、ご理解の上ご応募ください。

④ 1 事業者あたりの交付額の上限

1 回の公募につき 3,500 万円とします。

※事業実施場所が異なる場合は複数回申請することが可能です。ただし、2 回目以降は新規申請者を優先的に採択します。

⑤ CO_2 削減コストに応じた上限

CO_2 削減量の補助金額に対する費用対効果を求める式から算定した CO_2 1 t あたりの削減コストが、90,000[円/t-CO_2]を超える場合は、90,000[円/t-CO_2]×総 CO_2 削減量[t-CO_2]$_{*1}$ から求めた額を補助上限とします。※1,000 円未満の端数は切り捨てとします。

CO_2 削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式

CO_2 削減コスト[円/t-CO_2]＝
補助予定金額[円] ÷ {設備毎の（年間 CO_2 削減量[t-CO_2/年]$_{*2}$×耐用年数[年]$_{*3}$）の累計値}

＊1 【様式１】別紙 1　実施計画書＜事業の効果＞のⅡ総 CO_2 削減量を用います。

＊2 本補助事業を実施することで削減されると想定される年間の CO_2 排出量をいい、後述のとおりハード対策事業計算ファイルを用いて算出してください。

＊3 補助対象設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、環境大臣が別に定める法定耐用年数）。

（7）補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日～令和９年２月１９日までとし、この期間内に完了できる事業とします。

（8）応募者の要件

本補助事業の応募を申請できる者は、次に掲げる者のうち、本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とします。（申請者（代表事業者）が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。）

ア　民間企業
イ　個人事業主
ウ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人
エ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人
オ　国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
カ　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人
キ　医療法（昭和 23 年法律第２０５号）第３９条に規定する医療法人
ク　一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
ケ　地方公共団体
コ　その他環境大臣の承認を得て財団が認める者

（9）共同実施

次に掲げる体制にて本補助事業を実施する場合には、補助事業に参画する全ての事業者が上記（8）記載の法人・団体に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの１者を本補助事業の応募申請等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）とし、他の事業者を共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。また、代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは交付規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。

（a）　ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記（8）記載の法人・団体と共同申請とします。
この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

（b）（a）以外の共同実施において、応募申請者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の交付申請書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

表１ 補助対象設備要件一覧

※1. ハウスにつき、断熱窓等を除くすべての設備を導入すること。ただし、建築物タイプで複数のハウスを連結して使用する場合の導入設備数量については、平常時の運用・用途等を考慮した適切な数量で可とする。（設備導入数量により、補助金交付限度額の減額措置あり）（６）補助金の交付額③参照（p.8）
※2. ハウス及び導入設備は新品とすること。
※3. 設備のサイバーセキュリティ対応について、「太陽光発電設備」、「蓄電池設備」及び「太陽光発電設備または蓄電池設備の出力制御（＊１）を行う EMS」（＊２）において、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（以下、「JC-STAR（＊3）」という。）の対象となっている IoT 製品を導入する場合は、★１以上の適合ラベルを取得した製品であることを条件とする。

＊１　発電、発電停止、放電等の制御を指し、設備の稼働状況に関するデータ通信（エネルギーの計測・計量等）のみを行う場合は含まない。
＊２　ゲートウェイ、遠隔監視装置等含む。
＊３　JC-STAR：Labeling scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements の略

＜参考＞
・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）HP
https://www.ipa.go.jp
・JC-STAR　適合ラベル取得製品リスト一覧
https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html
・セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）★1 レベル適合基準・評価手法（令和６年 12 月）
https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/tekigou-kizyun-guide/label1/begoj90000004zgc-att/JC-STARlevel1_tekigoukizyun_hyouka.pdf

<table>
<tr><th>設備名</th><th>要　件</th></tr>
<tr><td>断熱材</td><td>・熱伝導率W／（m・K）０．０５０未満</td></tr>
<tr><td>断熱窓等</td><td>・熱貫流率 W／（㎡・K）Uw（Ud）3.8 以下</td></tr>
<tr><td>太陽光発電設備</td><td>・自立運転機能を具備した機器・設計とすること。
・原則、太陽光パネルは屋根または壁面に設置するものに限る。
・建物等に設置する場合に、設置場所の耐荷重(※)が 10kg/㎡以下でないこと。
※ ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重を指す。</td></tr>
<tr><td>省エネ型換気設備</td><td>・省エネ型換気設備（第一種、第二種または第三種）を導入すること。
ただし、補助対象設備は第一種換気設備（全熱交換型、顕熱交換型、ブラシレス DC モーター型、インバータ制御内蔵型）のうち下記要件を満たすものに限る。（第二種換気設備、第三種換気設備は補助対象外）
・主たる共有スペースに設置すること。
<table>
<tr><td rowspan="3">第一種換気設備</td><td rowspan="2">熱交換型</td><td>全熱交換効率 40%以上に限る</td></tr>
<tr><td>顕熱交換効率 65%以上に限る</td></tr>
<tr><td>非熱交換型</td><td>ブラシレスＤＣモーター型または、インバータ制御内蔵型</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

蓄電システム （蓄電池設備）	・蓄電池設備は据置（定置）型とする（可搬型は不可）。 ・蓄電容量は 5kWh 以上とする。 ・太陽光発電システムにより発電された電力を蓄え、有効利用することが可能なシステムに限る。 ・自立運転機能を具備した機器・設計とすること。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に製品登録された蓄電システムであること。 〈参考〉https://sii.or.jp/zeh/battery/search

<table>
<tr><td>空調設備</td><td>空調設備は次の設備のうち、いずれか１つ以上の設置とすること。
<table>
<tr><td>高効率個別エアコン（マルチエアコン可）</td><td>・個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分（い）を満たす機種であること。

https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_191001_v05_PVer0207.pdf　の表 A．４参照

<table>
<tr><th>定格冷房能力の区分</th><th>定格冷房エネルギー消費効率（COP 値）</th></tr>
<tr><td>2.2kW 以下</td><td>5.13 以上</td></tr>
<tr><td>2.2kW を超え 2.5kW 以下</td><td>4.96 以上</td></tr>
<tr><td>2.5kW を超え 2.8kW 以下</td><td>4.80 以上</td></tr>
<tr><td>2.8kW を超え 3.2kW 以下</td><td>4.58 以上</td></tr>
<tr><td>3.2kW を超え 3.6kW 以下</td><td>4.35 以上</td></tr>
<tr><td>3.6kW を超え 4.0kW 以下</td><td>4.13 以上</td></tr>
<tr><td>4.0kW を超え 4.5kW 以下</td><td>3.86 以上</td></tr>
<tr><td>4.5kW を超え 5.0kW 以下</td><td>3.58 以上</td></tr>
<tr><td>5.0kW を超え 5.6kW 以下</td><td>3.25 以上</td></tr>
<tr><td>5.6kW を超え 6.3kW 以下</td><td>2.86 以上</td></tr>
<tr><td>6.3kW を超える</td><td>2.42 以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>パネルラジエーター</td><td>・以下で示すいずれかを満たすこと。（ただし、②熱源設備が石油温水式とガス温水式のものは補助対象外）
①熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの
②熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が 87%以上）のもの</td></tr>
<tr><td>温水式床暖房</td><td>・以下で示すいずれかを満たすこと。（ただし、②熱源設備が石油温水式とガス温水式のものは補助対象外）
①熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時 COP3.3 以上のもの
②熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が 87%以上）のもの</td></tr>
<tr><td>ヒートポンプ式セントラル空調システム</td><td>・暖房 COP　3.0 以上
（省エネ基準地域区分８を除く地域）
・冷房 COP　3.3 以上
（省エネ基準地域区分 1～3 を除く地域）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>エネルギー計測装置</td><td>・以下の機器要件を満たすこと。
① 合理的台数で全ハウスの全エネルギーを計測できるように設置すること。
② 計測されたデータの蓄積ができること。

・以下の計測ポイントの条件を満たすこと。
<table><tr><th>機能区分</th><th>計測項目</th></tr><tr><td rowspan="2">太陽光発電システム</td><td>発電量</td></tr><tr><td>売電量</td></tr><tr><td rowspan="2">蓄電システムの利用状況</td><td>充電力量</td></tr><tr><td>放電力量</td></tr><tr><td rowspan="4">電力量の計測・取得 ※1</td><td>系統からの買電量</td></tr><tr><td>ハウス全体の電力使用量</td></tr><tr><td>空調設備の電力使用量 ※2</td></tr><tr><td>換気設備の電力使用量</td></tr><tr><td>使用電力　計測・取得間隔 ※3</td><td>１ヶ月単位以内の積算消費電力量データが有意に取得できる計測間隔であること</td></tr><tr><td>データ蓄積期間 ※4,5</td><td>１ヶ月以内の単位　36 ヶ月以上</td></tr></table>
※1　積算消費電力量（Wh）
※2　主たる共有スペースに設置される空調設備の電力使用量データを取得できること
※3　積算消費電力量（Wh）の計測又は取得間隔
※4　計測した所定時間単位の積算消費電力量データを蓄積し続けることのできる期間
※5　セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること

・太陽光発電システム、蓄電システムにおいて上記の電力量の計測およびデータの蓄積ができる場合は、別の計測装置の設置は不要。
・事業完了後、蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。</td></tr>
<tr><td>照明設備</td><td>・LED 光源であるもの（ただし、補助対象外）</td></tr>
</table>

3. 補助事業の採択

（1）補助事業の採択方法

公募を行い、申請者から提出された応募申請書（実施計画等を含む）について、補助要件の確認審査及び審査基準に基づく審査を行い、予算の範囲内で補助事業を採択します。

なお、採択に当たり、補助事業の実施に関する条件を付すことや事業実施計画書の内容の変更を指示する場合があります。

（2）審査方法

応募内容に係る審査は、以下により行います。

① 一次審査（要件等の確認審査）

応募書類をもとに、基本的要件、対象事業の要件を満たしていることを確認します。要件を満たしていない申請については、以降の審査の対象外とし不採択となります。

また、応募書類の不備や、提出書類に記載された内容について明確な根拠に基づき記載されていない場合、説明に必要な資料が添付されていない場合にも、以降の審査の対象外とし不採択となる場合があります。

② 二次審査(審査基準に基づく審査)

①の一次審査を通過した応募申請は、財団が設置する学識経験者などの専門家等で構成する審査委員会で承認された審査基準に基づき、審査を行います。

＜審査のポイント＞

a） 平常時での用途の妥当性・具体性（公共性・公益性のより高い用途を評価）
b） フェーズフリー性の高さ（平常時オフグリットで使用し災害時の移動がより簡易な場合を評価）
c） 再生可能エネルギーの導入量および活用率
d） 平常時（移動を含む）の CO_2 の排出量及び削減効果※1
e） 数値の算出根拠の妥当性・明確性
f） 非常時における対応の確実性
g） 非常時の活用の見込み
h） 事業実施体制・資金計画・実施スケジュールの妥当性
i ） 平常時の運用・管理体制

※1 平常時に移動を伴う利用がある場合は、その CO2 排出量と削減対策もあわせて評価する。

＜加点項目＞

(ア) 災害対応車両登録制度への登録、または当該施設の地域防災計画での位置づけや自治体との防災協定の締結、または当該施設が気候変動適応法の一部を改正する法律（令和６年４月１日施行）による改正後の気候変動適応法（平成30年法律第50号）第２１条第１項の規定に基づき、熱中症特別警戒情報が発表された際に避暑のために一般開放される施設（指定暑熱避難施設）として自治体が指定する又は自治体から指定を受けることのいずれかのうち 2 つ以上の項目を満たす場合は加点する。

(イ) 補助対象となる導入設備に自然冷媒を用いる空調関連設備※2 が含まれる事業については、審査段階において加点する。

※2 高効率個別エアコンで、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドフルオロカーボン（HFC）ではなく、アンモニア（NH_3）、二酸化炭素（CO_2）、空気、水（H_2O）、炭化水素（HC）等の自然界に存在する物質を冷媒として導入する設備。

(ウ) 申請者事業者等が 2050 年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定している場合は、審査段階において加点する。

(エ) デコ活応援団への参画、デコ活宣言の実施、デコ活に関する取組を行っている場合については審査段階において加点する。

(オ) 環境省エコ・ファースト制度の認定を受けている場合は、審査段階において加点する。（環境省のエコ・ファースト制度のウェブサイトにて認定企業であることが確認できる場合に適用するものとし、本制度の認定を受けている場合は上記の(ウ)、(エ)について取り組んでいるものとみなし加点されます。）

（3）採択事業の公表

採択事業を決定した際は申請者に通知するとともに、申請者名を財団ホームページに掲載する予定です。

なお、審査結果に対するご意見、お問合わせには対応致しませんのでご了承ください。

4. 応募申請に当たっての留意事項

（1）虚偽の申請に対する措置、申請内容の変更等

申請書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、補助事業の不採択、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

また、採択決定後、申請内容の変更は財団から指示のあった場合を除き、原則認めません。

設計内容並びに事業実施期間などを十分に検討のうえ応募申請をしてください。

（2）他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）と重複する補助対象費用を含むことはできません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

なお、地方公共団体の補助金等との併用は可能であるが、国の補助金等を原資としないことを原則とする。なお、疑義が生じた場合は財団まで問い合わせすること。

（3）補助事業における留意事項

応募申請をされる前に、6．補助事業における留意事項（p.18～）を熟読し、十分ご理解いただいた上で応募申請を行ってください。

（4）その他

応募申請時に〈別紙1〉「暴力団排除に関する誓約事項」、及び〈別紙2〉「非常時対応についての誓約書」を提出する必要がありますので、その内容を十分に理解したうえで応募申請を行ってください。

5. 応募書類提出後のスケジュールについて

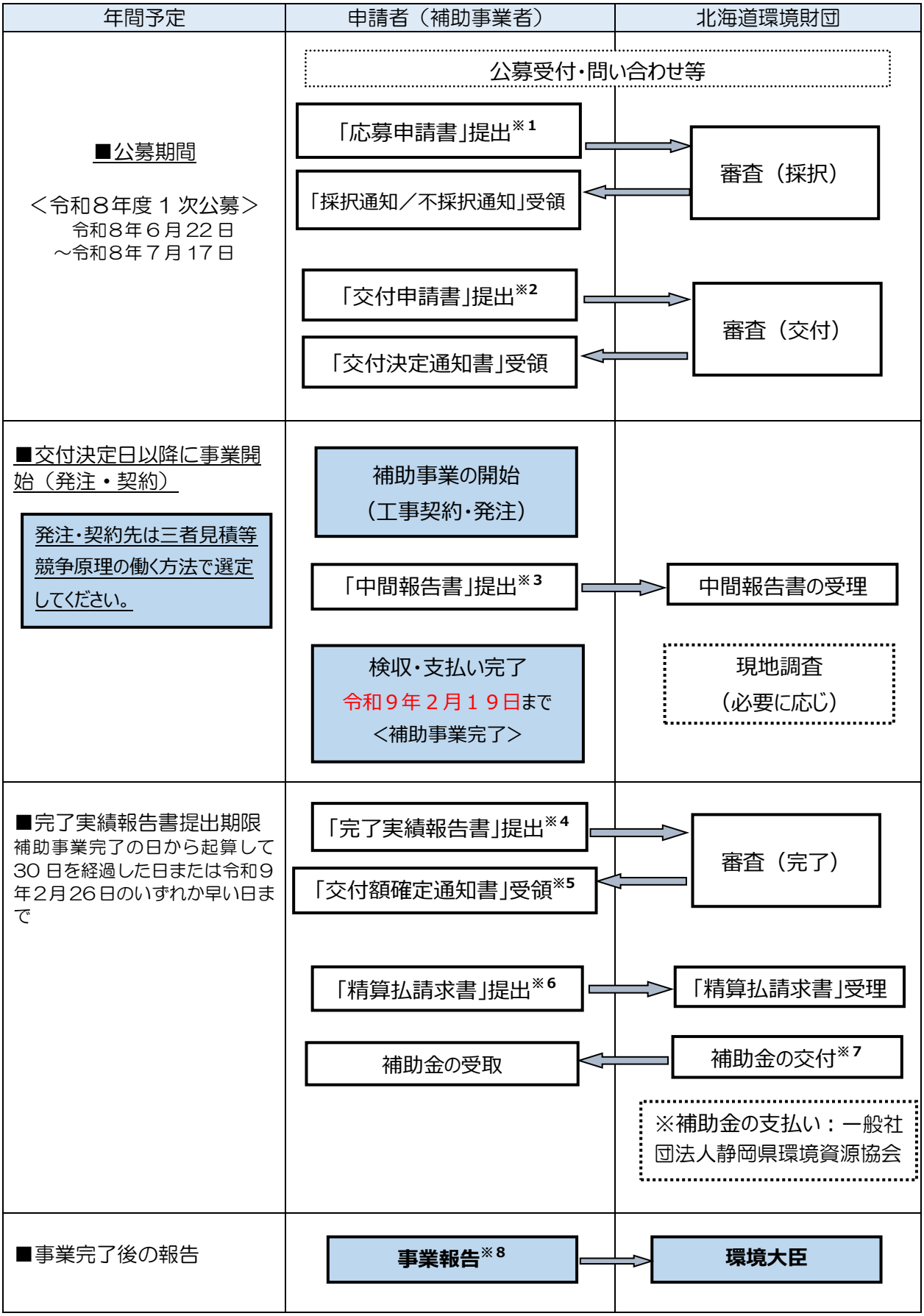

※１　申請者は、期限までに「応募申請書」を財団へ提出してください。財団は、応募申請書を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「採択通知書」を発出します。不採択となった申請者には、「不採択通知書」を発出します。

※２　公募により採択された事業者には、本補助事業の「交付申請書」を提出していただきます。財団は、交付申請書を受け付け、審査し適切であると認められる申請者に対し、「交付決定通知書」を発出します。

※３　次頁 6. 補助事業における留意事項　A. 採択後の交付申請及び補助事業の開始から完了までの留意事項について（4）（p.18）を参照。

※４　補助事業者は、補助事業完了後、期限内に「完了実績報告書」を財団に提出してください。

※５　財団は、「完了実績報告書」を受け付け、審査し適切であると認められる補助事業者に対し、「交付額確定通知書」を発出します。

※６　「交付額確定通知書」を受領した補助事業者は、速やかに「精算払請求書」を財団に提出してください。

※７　「精算払請求書」による請求に基づき、一般社団法人静岡県環境資源協会が補助金の交付（支払い）を行います。
（本補助金の執行業務は、財団と一般社団法人静岡県環境資源協会が共同で実施しており、補助金の支払いについては、一般社団法人静岡県環境資源協会が行います。）

※８　6. 補助事業における留意事項　B. 補助事業完了後の留意事項について（4）（p.20）を参照。

6. 補助事業における留意事項　（必ずお読みください。）

本補助金の交付については、「省 CO_2 独立型施設支援事業」の予算範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の取消し、補助金の返還などの措置がとられることがありますので、補助制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

A. 採択後の交付申請及び補助事業の開始から完了までの留意事項について

（1）交付申請（交付規程第5条関係）

採択された事業者には、本補助事業の交付申請書を提出していただきます。（採択事業者には手続きに関する資料をお送りいたします。）

（2）交付決定（交付規程第7条関係）

提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意して審査を行い、補助金の交付が適切と認められたものについて交付の決定を行います。

- 補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第２条第４項第１号に掲げる給付金及び同項第２号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

（3）補助事業の開始

補助事業者は、財団からの交付決定を受けた後に、補助事業を開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり特に注意していただきたい主な点は、次のとおりです。

- **契約・発注日は、財団の交付決定日以降であること。**
- **原則として競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。補助事業に係る見積書は、交付申請の時点で有効期間内のものであり、補助対象設備等が容易に判明できる見積書（３社見積）の提出が必要。なお、３社見積書の提出が困難な場合については、明確かつ合理的な理由を記載した理由書の提出が必要。**

また、補助対象経費は、補助事業を行うために直接必要な経費としており、当該補助事業で使用されたことを証明できるものに限られていますので、見積書を取得するに当たっては、補助事業分とオプション品等が明確に判別できる見積書の取得が必要です。

（4）中間報告について

財団は補助事業者に対し、事業の進捗状況及び経費の執行状況を確認するため、中間報告の提出を求めるとともに、必要に応じて補助事業実施場所において、現地調査を実施する場合があります。なお、中間報告の内容や提出時期については、財団から改めて通知します。

（5）補助事業の計画変更等について（交付規程第６条、第８条関係）

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、計画変更承認申請書を財団に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、補助金額の変更を伴う場合は、変更交付申請書を提出し、承認を受ける必要があります。補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に財団担当者までご相談ください。

（6）補助金の経理等について（交付規程第８条関係）

補助事業の経費については、帳簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理

し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年又は交付規程第８条第１項第十四号で定める財産処分の制限期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
なお、工事業者等への支払いは金融機関からの振込としてください。（小切手及び手形払いは不可。）

（7）利益排除について

本補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。このため、自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、基本的には原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価など※）を補助対象経費の実績額とします。
※補助事業者において製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

（8）契約書類等の整理について

補助事業者は、工事請負業者等（補助事業者が補助事業を遂行するため、売買、請負、委託その他の契約をする事業者を含む）との契約書類、その他書類（工事完了届、検収書、請求書、領収書等）を完了実績報告書に添付して提出してください。

（9）完了実績報告及び書類審査について（交付規程第８条、第 11 条関係）

本補助事業は事業完了期限（令和９年２月１９日）までに完了してください。
補助事業完了の日から起算して30日を経過した日または令和９年２月26日のいずれか早い日までに完了実績報告書を財団宛てに提出いただきます。
なお、補助事業の完了が交付申請書に記載した事業完了予定日より遅れが見込まれる場合は、財団へ速やかにご連絡ください。
財団は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

（10）補助金の支払いについて

補助事業者は財団から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出してください。
精算払請求書による請求に基づき、一般社団法人静岡県環境資源協会が補助金を支払います。（本補助金の執行業務は、財団と一般社団法人静岡県環境資源協会が共同で実施しており、補助金の支払いについては、一般社団法人静岡県環境資源協会が行います。）

B．補助事業完了後の留意事項について

（1）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、大臣が定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、取得財産等を処分（補助金の交付の目的（交付申請書の実施計画書及び完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）を行うことはできません。財団の承認を受けないで処分した場合、交付された補助金の全額返還等の厳しい処分が課される場合があります。
また、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

（2）維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

（3）CO_2排出削減量の把握

補助事業の完了後、CO_2排出削減量を把握し、交付規程及び大臣の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供するようにしてください。

（4）事業報告書の提出（交付規程第16条）

① 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後３年間の期間について、年度ごとに本補助事業による過去１年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書等を環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出していただきます。また、補助事業が３月３０日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の３月３１日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書等を翌々年度の４月３０日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出していただきます。

② 前記の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後３年間保存していただきます。

（5）会計検査院の検査

補助事業が終了した翌年度以降、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。実地検査が行われる場合は、財団から会計検査院に関係資料を提出するとともに、検査受検後は状況報告を財団に提出していただきます。補助事業の実施に当たっては、事務・事業遂行の正確性、合規性、経済性、効率性、有効性に十分留意してください。

（6）事業内容の発表等について

本補助事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めてください。公表に際しては、環境省の「フェーズフリーの省CO_2独立型施設支援事業」によるものである旨を必ず明示するようにしてください。

（7）その他

① 交付申請書、完了実績報告書等に記載された情報は、補助事業の管理運営及び検証評価のために使用し、それら及び下記の場合以外の目的において、補助事業者の許諾を得ずに使用することはありません。

a） 法令により提供を求められた場合

b） 人の生命・身体又は財産の保護のために提供の必要がある場合であって、補助事業者の許諾を得ることが困難である場合

c） 国の機関又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力するために提供の必要がある場合

② 交付規程第４条第２項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第９による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに財団に報告して下さい。

③ 本補助金は、法人税法第４２条第１項及び所得税法第４２条第１項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第４２条）の適用を、また、個人の場合は、国庫補助金等の総収入

金額不算入の規定（所得税法第４２条）の適用を受けることができます。
　ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、別表第1および別表第２の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。
　なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

④　補助事業者は、交付規程第８条第１項第15号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして認証を受けることはできません。

⑤　補助事業者は、交付規程第８条第１項第15号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した設備で発電された再生可能エネルギーについては、主に自家消費されることを原則とします。対象施設の休日等により発生した、蓄電池の充電完了後に発電される余剰電力を、一般送配電業者との個別契約に基づき電気事業者の系統へ連系することは妨げませんが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）等を活用して売電することは認めません。また、当該設備等の稼働による売電益等により相当の収益が認められ、営業損益の累計額が補助事業に要した経費の自己負担額を上回った場合、交付規程第８条第１項12号の規程により、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額につき収益納付を行う必要があります。

⑥　補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー対策特別会計により実施した事業の二酸化炭素削減効果の検証・評価等」において、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）からその実施に当たって必要となる資料等の提供依頼があった場合には、必要な情報や資料を提供していただきます。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、精読し遵守してください。

7. 応募の方法

（1）応募申請の単位

応募申請の単位は、事業実施場所ごととしてください。

（2）応募申請提出書類

応募申請に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。書類番号00～06、09、11、16、17は必ず財団のホームページから電子ファイルをダウンロードして作成してください。

また、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにて問合せ・追加書類の提出を依頼する場合があります。

書類番号	書類名	保存形式	提出方法		
			電子申請システム	電子メール	オンライン
00	提出書類一覧	Excel（ひとつのファイルです。分割しないでご使用ください。）	○	○	
01	【様式1】応募申請書				
02	【様式1】別紙１　実施計画書				
03	【様式1】別紙２　経費内訳　（別紙）補助金所要額算出表				
04	【様式1】別紙３　導入設備一覧				
05	【様式1】別紙４　設備要件確認一覧				
06	事業概要書	Power Point	○	○	
07	事業を行う場所の図面や写真（設置場所から公道へ至る道路を示すこと）	PDF	○		○
08	導入する施設及び設備の図面や配置図等	PDF	○		○
09	設備のサイバーセキュリティ対応に関する確認書	PDF	○		○
10	【様式1】別紙２に記載の金額の根拠がわかる資料（見積書等）	PDF	○		○
11	ハード対策事業計算ファイル	Excel	○		○
12	CO_2削減効果の算定根拠資料	PDF	○		○
13	導入設備の仕様書・パンフレット・耐用年数・その他資料	PDF	○		○
14	災害対応車両登録に関する資料または地域防災計画への位置づけ若しくは指定暑熱避難施設の指定等についての自治体事前確認資料、協定書（案）等	PDF	○		○
15	設置及び許認可関係についての自治体及び関係機関確認資料	PDF	○		○
	①　設置について	PDF	○		○
	②　許認可関係について	PDF	○		○
16	〈別紙１〉暴力団排除に関する誓約書	PDF	○		○
17	〈別紙２〉非常時対応についての誓約書	PDF	○		○
18	代表事業者の企業パンフレット	PDF	○		○
19	代表事業者の定款または寄付行為	PDF	○		○
20	代表事業者の経理状況説明書 （直近2ヵ年度分の貸借対照表および損益計算書） （個人事業主の場合は直近2ヵ年度分の確定申告書類の写し）	PDF	○		○
21	共同事業者の企業パンフレット	PDF	△		△
22	共同事業者の定款または寄付行為	PDF	△		△
23	共同事業者の経理状況説明書 （直近2ヵ年度分の貸借対照表および損益計算書） （個人事業主の場合は直近2ヵ年度分の確定申告書類の写し）	PDF	△		△
24	ファイナンスリースを利用する場合（使用状況が確認できる契約書等）	PDF	△		△

※ 電子申請システムとは「電子申請システム jGrants」をいう。（以下⑶提出方法を参照）

※ 書類番号00～20「○」は全て提出、21～24「△」は該当する場合のみ提出。

＜書類作成時の留意事項等＞

すべての書類は押印不要です。

応募申請後、採択された事業者には、採択決定時に「識別番号」を発行します。採択決定以降の提出書類には、「識別番号」を付記していただくことで原本確認とします。

書類番号00～06

・各様式は財団HPからダウンロードしてください。
ダウンロードした様式中に示されている記入例を参考に作成してください。
・年間ランニングコストの算定根拠資料を作成のうえ提出してください（任意様式）。

書類番号07　事業を行う場所の図面や写真（設置場所から公道へ至る道路等含む）

事業実施場所の広域図、周辺図を提出してください。その際、図面上に設置場所から公道へ至るルート・道幅等を示してください。

書類番号08　導入する施設及び設備の図面や配置図等

次のａ～ｇが確認できる図面や配置図を提出してください。

<table>
<tr><td>a</td><td colspan="2">事業実施場所（敷地内）における「自立型可動式ハウス」の配置図</td></tr>
<tr><td>b</td><td colspan="2">〇 ハウス内に設置する導入設備の配置図
・補助対象設備と補助対象外設備を色分けすること

〇 再エネ設備設置箇所の積載荷重が10kg/㎡以上であることを示す「構造計算書」などの積載荷重に関する書類を提出すること。（構造計算書以外で積載荷重を判断している場合はその判断した書類を提出）

〇 JC-STAR製品の場合は、以下の書類を提出してください。
・太陽光発電の設計図（該当する場合）：JC-STARの取得が必要な製品、IP通信を行っている箇所を明示、色を変える等で強調すること。JC-STAR製品については型番や登録番号を記載すること。
・EMSの機器表（該当する場合）：出力制御を行う機器種別を一覧化（空調、照明等）すること。　※ EMSで出力制御を行う機器を一覧化させることで、太陽光発電設備や蓄電池設備の制御を行っているかいないかを明確にする目的。
・EMSの設計図（該当する場合）：JC-STARの取得が必要な製品、IP通信を行っている箇所、出力制御を行っている通信を明示、色を変える等で強調すること。JC-STAR製品については型番や登録番号を記載すること。</td></tr>
<tr><td>c</td><td rowspan="4">自立型可動式ハウス</td><td>外のり寸法、立面図（設置時・移動時）もしくは完成イメージ図
※1 太陽光発電設備を含めた立面図もしくは完成イメージ図とすること。
※2 ハウスのサイズが本公募要領p.3「自立型可動式ハウス」要件の詳細 サイズ①、②に該当しない場合は、寸法の妥当性を示す資料を添付すること。</td></tr>
<tr><td>d</td><td>すみ金具のサイズ図面
※ 上部すみ金具がJIS規格以外の独自仕様の場合は、強度・安全性が確認できる書類を添付すること。</td></tr>
<tr><td>e</td><td>フォークポケットの設置位置・サイズが確認できる図面。</td></tr>
<tr><td>f</td><td>荷重伝達面を設置位置が確認できる図面。</td></tr>
<tr><td>g</td><td colspan="2">シャーシ（車台）の寸法・高さ等が確認できる図面（車両で申請する場合のみ）</td></tr>
</table>

書類番号09　設備のサイバーセキュリティ対応に関する確認書

様式は財団HPからダウンロードしてください。

自費で太陽光発電設備等を導入する場合や、事業期間中に追って自費で太陽光発電設備等を導入する場合も同様にJC-STARにおける★１以上の適合ラベル取得が必要です。

書類番号10　【様式1】別紙２に記載の金額の根拠がわかる資料（見積書）

見積書等（申請時は参考見積書でも可）の計上する金額の根拠がわかる資料を提出してください。見積書等の金額は【様式１】別紙２に記載の金額と紐づけしてください。また、補助対象経費であることが分かるように、備考欄等にその旨「補助対象」を明示する等をしてください。

書類番号11　ハード対策事業計算ファイル

補助対象設備（導入必須設備）のうち、太陽光発電設備、第一種換気設備および空調設備について設備ごとに環境省が定める「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業者申請者用＞（令和7年3月改訂環境省地球環境局）」（以下「ガイドブック」という。）に沿って、「ハード対策事業計算ファイル」（Excel形式で提出）を用いてCO_2削減効果を算定し提出してください。作成方法は「ガイドブック」を参照してください。

【提出するハード対策事業計算ファイル】〈Excel〉

- ハード対策事業計算ファイル（令和７年３月改訂版）B.再生可能エネルギー発電用
- ハード対策事業計算ファイル（令和７年３月改訂版）F.省エネ設備用

書類番号12　CO_2削減効果の算定根拠資料

ハード対策事業計算ファイルで用いた数値の算定条件等根拠資料を提出してください。その際、算定に用いた数値の根拠を容易に確認できるように根拠資料（仕様書等）の該当箇所に目印（色付マーカー等）を付けたものを提出してください。

書類番号13　導入設備の仕様書・パンフレット等

- 導入必須設備

  導入必須設備の要件 表1（ｐ10～13）が確認できる書類を提出してください（該当箇所に目印（色付マーカー等）を付けること）。
- その他の導入設備

  【様式１】別紙３に記載した導入設備の消費電力量（W）が確認できる仕様書等を提出してください（該当箇所に目印（色付マーカー等）を付けること）。

書類番号14　災害対応車両登録に関する書類、または地域防災計画への位置づけ若しくは指定暑熱避難施設の指定等についての自治体事前確認資料、協定書（案）等

- **災害対応車両登録に関する書類：**

  応募申請書に災害対応車両登録完了する見込み時期を示してください。そして災害対応車両登録完了後、発行された登録証※を速やかに提出してください。

  ※　災害対応車両調整法人の場合は、登録通知書を提出してください。災害対応車両調整法人の下で活動をしている方は、当該法人の登録通知書と当該法人との関係がわかる書面等（例えば業務契約書など）を提出してください。

  災害対応車両登録は、災害対応車両検索システム（D-TRACE）から行ってください。

  ＜災害対応車両検索システム　D-TRACE＞　https://d-trace.go.jp/pr/

・地域防災計画への位置づけ若しくは指定暑熱避難施設の指定等についての自治体事前確認資料、協定書（案）等　：

申請にあたっては、平常時に当該施設を設置する自治体（土地の所有者等も含む）に平常時の事業内容や、非常時の当該施設の活用について十分な説明を行い、地域防災計画での位置づけや防災協定締結についての協議結果、または導入する施設が改正後の気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第２１条第１項の規定に基づき、指定暑熱避難施設として市町村長が指定または市町村長から指定を受ける、もしくはその予定であることがわかる自治体の担当部局等との協議の結果に係る資料（議事録等）を提出し、各資料には、協議を行った自治体（及び関係機関）の担当窓口（自治体名、担当部署、担当者、連絡先）を明記してください。確認事項については、「自立型可動式ハウス」要件の詳細（p.4）をご確認ください。

書類番号15　設置及び許認可関係についての自治体及び関係機関確認資料等

① 設置について

② 許認可関係について

申請にあたっては、上記①、②について平常時に当該施設を設置する自治体（土地の所有者等も含む）及び関係機関に事業内容について十分な説明を行い、協議した上で、協議結果（①設置について違法性や事業実施について問題がないことを確認した事実、②事業内容によって必要となる許認可関係と取得予定時期等）がわかる資料（議事録等）を提出し、各資料には、協議を行った自治体（及び関係機関）の担当窓口（自治体名、担当部署、担当者、連絡先）を明記してください。上記①、②それぞれの確認事項については、「自立型可動式ハウス」要件の詳細（p.5）をご確認ください。

書類番号16 ＜別紙1＞暴力団排除に関する誓約事項

民間団体及びその他の法人が応募する場合に提出してください。共同事業者がいる場合は共同事業者分も提出してください。

書類番号17＜別紙2＞非常時対応についての誓約書

代表事業者、共同事業者それぞれについて提出してください。

書類番号18、21　企業パンフレット（自治体の場合は組織図など）

書類番号19、22　定款または寄付行為

申請者が法律に基づく事業者である場合は、それを証する書類の写しを提出してください。

法律に基づく設立の認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄附行為の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しません。

申請者が個人事業主の場合は開業届の写しを提出してください。

書類番号20、23　経理状況説明書（直近２決算期の貸借対照表及び損益計算書）

直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。ただし、応募の申請時に、法人の設立から１会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

また、法律に基づく設立の認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しません。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付してください。

（3）提出方法

＜電子申請システム jGrants＞※（以下「jGrants」という。）又は＜電子メール＞で提出してください。システム登録又は電子メール受信をもって申請受理とします。

また、jGrantsによらず 電子メールで提出する場合は、応募申請提出書類のうち書類番号00～06を＜電子メール＞で提出してください。その応募申請メール受理後に、書類番号07～23（のうち該当する書類）の提出方法＜オンライン＞について、応募申請メールに返信する形でお知らせしますので、当日中にご提出ください。

なお、電子媒体（CD-Rなど）で郵送による提出を希望する場合は財団へご相談ください。

※ jGrants とは、経済産業省が開発した補助金申請システムです。
＜参考＞ jGrants ホームページ URL：https://www.jgrants-portal.go.jp/
※ 必ず jGrants 入力手引をダウンロードして入力手順・ルールを確認頂いた後、入力をお願いします。
※ jGrants 申請にあたっては、G ビズ ID【gBiz プライム】の取得が必要です。
gBizID ホームページ内をご覧いただき（ＵＲＬ：https://gbiz-id.go.jp/）、公募開始前からのご準備をお勧めいたします。（無料で取得できます。）

（4）提出先

① ＜電子申請システム jGrants＞
https://www.jgrants-portal.go.jp/
または
② ＜電子メールアドレス＞
h-ido_ohbo@heco-hojo.jp

（5）公募期間

＜令和８年度１次公募＞
令和８年６月22日（月）～　令和８年７月17日（金）１７時（必着）

※公募期間ごとに応募案件を取りまとめて審査し採択事業を決定します。
※事業実施場所が異なる場合は、複数回申請することは可能ですが、２回目以降は新規申請者を優先して採択します。
※公募の応募・採択状況を踏まえて、以降の追加公募を行うかどうかを決定します。
※公募期間の最新情報については、財団ホームページ（http://www.heco-hojo.jp/）に掲載しますのでご確認ください。

8．問い合わせ先

◆公募全般に対する問い合わせは、電子メールでお願いします。

＜メールアドレス＞　h-ido_ask@heco-hojo.jp

◆メールの件名に、法人名、補助事業名を記入願います。
例：「【株式会社〇〇〇】省 CO_2 独立型施設支援事業　問い合わせ」

別表第１

１　区分	２　費目	３　細分	４　内　　容
工事費	本工事費	（直接工事費） 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の２省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		（間接工事費） 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>法は本工事費に準じて算定すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>機械器具費</td><td></td><td>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</td></tr>
<tr><td></td><td>測量及試験費</td><td></td><td>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</td></tr>
<tr><td>設備費</td><td>設備費</td><td></td><td>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</td></tr>
<tr><td>業務費</td><td>業務費</td><td></td><td>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</td></tr>
<tr><td>事務費</td><td>事務費</td><td></td><td>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第２に定めるものとする。
事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。
<table>
<tr><th>号</th><th>区　　分</th><th>率</th></tr>
<tr><td>1</td><td>5，000万円以下の金額に対して</td><td>6．5%</td></tr>
<tr><td>2</td><td>5，000万円を超え1億円以下の金額に対して</td><td>5．5%</td></tr>
<tr><td>3</td><td>1億円を超える金額に対して</td><td>4．5%</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

別表第２

１区分	２費目	３細目	４細分	５　内　　容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

＜別紙１＞

令和　　年　　月　　日

公益財団法人北海道環境財団
理事長　大原　雅　様

申請者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

＜別紙２＞

令和　　年　　月　　日

公益財団法人北海道環境財団
理事長　大原　雅　様

申請者　住　　所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

非常時対応についての誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するにあたって、補助事業完了後、非常時（災害発生時や感染症拡大など緊急時）に国および地方公共団体の要請に応じて、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）の安全を確保した上で、本補助事業で導入した独立型施設を貸し出すことを誓約いたします。

＜別紙３＞

個人情報のお取り扱いについて

申請様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、公益財団法人北海道環境財団（以下、「財団」）は、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、ご記入くださいますようお願いいたします。

１．ご記入いただいた個人情報は以下の目的に利用します。

（１）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業）フェーズフリーの省CO_2独立型施設支援事業運営管理のための連絡。

２．ご記入いただいた個人情報の利用について

（１）１．に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は改めて目的をお知らせし、同意を得ることとします。

（２）１．に示す目的のため、本補助金の交付元である環境省（交付規程第８条第１項第十七号による事業者を含む。）へ提供する場合もあります。